

平成28年度 第10回豊能町教育委員会会議（1月定例会）会議録

日 時： 平成29年1月26日（木）午前9時30分～

場 所： 豊能町役場（2階）大会議室

出席者：	教育長	新谷 芳宏
	教育委員	太田 佳子（教育長職務代理）
	教育委員	岸本 恵子
	教育委員	川村 新
	教育委員	宮崎 純光
事務局：	教育次長	板倉 忠
	教育総務課長	塩山 博之
	教育支援課長	小田 恵美子
	生涯学習課長	小嶋 均
	教育支援課子ども支援室長	川西 弥生
	教育総務課課長補佐	入江 太志
	教育総務課主査	奥 文彦

傍聴者：1名

会議次第

1. 議長（教育長）あいさつ
2. 議 事
審議事項
 - ・第14号議案 大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議について
 - 協議事項
 - ・平成29年度全国学力・学習状況調査の実施について
 - ・平成29年度豊能町教育委員会教育指針（素案）について
3. 各課、室の報告について

開会 午前9時30分

1. 議長（教育長）あいさつ

議 長：本日の出席者は5名である。過半数に達しているので、ただいまから1月度の定例会を開会する。会議録署名人を太田教育長職務代理にお願いする。

2. 議 事

議 長：本日は、審議事項 1 件と協議事項 2 件を議題とする。

議 長：第 1 4 号議案「大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議について」、事務局より提案説明を求める。

事務局：(第 1 4 号議案について、議案書、資料に基づき説明)

地方自治法第 2 5 2 条の 6 の規定により、大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の一部を変更することについて、豊中市、池田市、箕面市及び能勢町と協議するため、同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により町議会 3 月定例会に上程するものである。内容は、大阪府豊能地区教職員人事協議会規約において教育公務員特例法に基づく府費負担教職員の初任者研修及び 1 0 年経験者研修に関する事項を同協議会が担任する事務の一つとして規定しているが、今般、教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行に伴い、平成 2 9 年 4 月 1 日から 1 0 年経験者研修が中堅教諭等資質向上研修に改められることとなったため、規約を変更するものである。

(質疑応答)

委 員：今回の改正は、研修の名称変更だけで内容の変更はないのか。

事務局：文言のみの変更である。

委 員：1 0 年経験者研修という名称から、対象が採用 1 0 年目の者のみを対象とした研修ととれるが、名称が中堅教諭等資質向上研修に変更されたことにより、対象者が拡大されるのか。

事務局：1 0 年経験者研修が中堅教諭等資質向上研修に変更された趣旨は、実施時期の弾力化を図るものである。1 0 年目という区切りでなく、多少、幅を持たせたものとなった。

委 員：この研修は教員全員が受けるものか。また、受ける回数は 1 回のみか。

事務局：法定研修として全員が受けるものである。

委 員：教員免許更新との関係は。

事務局：教員免許更新とは別のものである。教員免許更新は免許の有効期限ごとに各人が更新するもので、この研修は教員になって 1 0 年目又はその前後の中堅教員が受けるものである。従来の 1 0 年経験者研修では、教員免許更新と時期が重なることもあったため、研修の実施時期を弾力化するものである。

委員：対象が10年目前後ということだが、10年目以降は理解できるが、10年目前、つまり8年目や9年目でも本人が希望すれば受講できるのか。

事務局：原則は10年目以降であるが、同じ学校から同時に受講者が重ならないよう協議した結果、前倒しで受講する場合はありうる。

委員：この研修は1日で修了するのか。

事務局：年間を通して10回以上である。

議長：質疑を終結し、採決を行う。

提案のあった第14号議案「大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議について」賛成の方の挙手を求める。

議長：挙手全員である。よって、第14号議案は可決された。次に協議事項「平成29年度全国学力・学習状況調査の実施について」事務局より説明を求める。

事務局：(資料に基づき説明)

平成29年度の変更点

①調査結果の個票データ等を大学等の研究者や行政機関の職員に貸与すること

②小学校調査の結果を中学校に送付できること

③保護者に対する調査を実施すること

以上を踏まえて、平成29年度全国学力・学習状況調査の参加の可否について協議いただきたい。

(質疑応答)

委員：これまでよりも、取扱データが広く外部に出ていくような変更であるが、豊能町にとって実施の利点は何が挙げられるか。

事務局：データは、大学等の研究機関に絞って貸与し、貸与することによって学力調査の分析や過去の傾向、今後、子どもたちに求められる学力といった研究結果が、今まで以上に提供されることが期待され、実際の授業の場で活用できると思われる。

委員：そのデータの貸与及び研究結果については、全国規模のものではないのか。豊能町にとって特化した利点はこの方法では得られないのか。

事務局：従来から、豊能町の調査結果を分析するにあたり、比較対象として全国の結果を活用してきたところであり、本町と全国の傾向の違いや、求められる学力についてのノウ

ハウの吸収といった点が活用できる。

委員：データは過去に遡って貸与するのか。遡るのであればどの程度遡るのか、過去のデータを貸与できる態勢になっているのか。

事務局：平成19年度から実施されているため、平成19年度から平成28年度分までの貸与が想定されている。

委員：過去の個票データは、調査当時、貸与する前提で行われていないため、貸与になじまないのではないか。

事務局：個人名の公表等ではなく、本町のデータとして貸与するため、教育委員会事務局としては、貸与に問題はないと判断している。

議長：個人が特定されるのではなく、貸与が調査、研究を目的とするものであって、協力することにより、研究結果が本町にも得られる、我々の教育活動に資するものであるという判断でよろしいか。他の変更項目についてのご意見は。

委員：②の小学校調査の結果を中学校に送付することは、今後の小中一貫教育を進めていく上で有用である。

委員：②については、小学校での作業があるので、教員間で負担感だけが先行することのないよう実施していただきたい。

事務局：小学校調査の送付にあたり、個人番号が中学校側に引き継げるよう小中が連携しやすい環境を整えたい。

委員：ここでいう個人番号とは。

事務局：学力・学習状況調査を受けるときに児童生徒を特定できるよう付番されるものである。

議長：③については。

事務局：家庭における状況、保護者の教育に関する考え方を調査するもので、家庭における教育の資料とするものである。

議長：質疑を終結する。各委員の意見を踏まえて実施していただきたい。続いての協議事項「平成29年度豊能町教育委員会教育指針(素案)について」は私の方から説明する。本来であれば、3月定例会にて指針をお示しさせていただくところではあるが、今回

は事前にこの素案を協議いただき、各項目についてご意見をいただきたい。

平成29年度豊能町教育委員会教育指針（素案）

- ①教育基本法の趣旨を踏まえ、知・徳・体の調和のとれた教育の推進
- ②豊能町学力向上プランの推進
- ③小中一貫教育の研究・調査・実践の推進
- ④いじめ不登校等の解消のための環境整備及び体罰禁止の徹底の推進、及び安心安全な学習環境の推進
- ⑤子ども・子育て支援事業の推進
- ⑥新教育課程の研究推進及び特別の教科道徳、外国語科等の研究推進
- ⑦郷土「とよの」を誇りに思える児童生徒の育成の推進
- ⑧読書活動充実の推進
- ⑨地域人材の活用で、より質の高い教育力向上の推進
- ⑩地域社会に活力を与える生涯学習の推進
- ⑪地域特性を生かした青少年育成事業の展開
- ⑫生涯学習関連施設の適正な運営

（質疑応答）

委員：就学前の子どもの教育については、⑤に具体的に含まれるのか。②に関しても、就学前の子どもの対象になればいいと思う。

委員：12項目あるが、順不同か優先順か。

議長：重点的な項目としては①から③で、その他は並列的に列挙した。

議長：質疑を終結する。未就学児の教育に関する事、項目の順序については改めて検討することとし、また、総合教育会議での意見も踏まえて修正したい。

議長：それでは続いて、前回定例会以降の事務局各課・室について報告を求める。

事務局：○光風台小学校児童の救急車による救急搬送事案について（経過報告）

○校長等選考結果について

○保幼小中一貫教育推進会議全体会について

○「育児の日」報告について

○北摂7市3町公立図書館広域利用について

議長：報告は以上である。これで本日の日程は終了した。

次回以降の教育委員会会議の日程は2月度、平成29年2月22日（水）午前9時

30分開催予定とする。

議長：これで本日の教育委員会会議を閉会する。

閉会 午前10時22分

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日 署名

豊能町教育長

会議録署名人